

ドライバーの皆さんへ



車の窓ガラスに

- ・カーテン
- ・サンシェード等

を取り付けて走行することは、

道路交通法違反

(乗車積載方法違反)

です。



交通事故につながります！

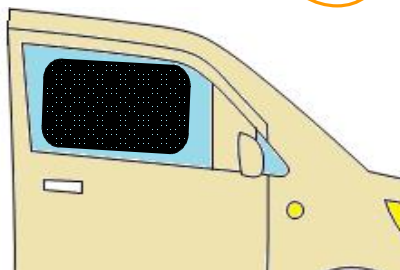
Check!
👉

乗車積載方法違反とは？

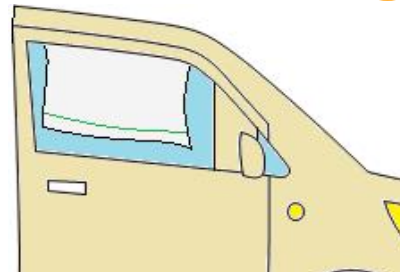
カーテン



サンシェード



タオル類など



- 車の運転席や助手席の窓ガラスにカーテンやサンシェード等を取り付けたままでは視野を妨げてしまいます。
その状態で走行すると歩行者等の発見が遅れ、重大事故を引き起こす恐れがあります。
- 窓ガラスに何も取り付けず、十分な視野を確保して安全運転を心掛けましょう。

※駐車・停車中の車両は含みません。

※ 違反点数 1点

反則金 大型車 7,000円 普通車 6,000円



秋田県警察

～交通部交通企画課～

